

湖南省地域防災計画修正（案）

1 修正案の概要

現行の湖南省地域防災計画については、平成 31 年 3 月 25 日に実施された防災会議で修正承認されました。

今回、本編においては、昨年の 6 月以降、水害等の防災情報の伝え方が変わり、避難情報の発令が警戒レベル(1 ~ 5)を用いた内容に変更されたことによる修正、大阪ガス株式会社および湖南省社会福祉協議会との災害時における協定締結の追加による修正、湖南省災害時受援計画および湖南省南海トラフ地震防災対策推進計画の新規策定の伴う修正、ならびに経年変化に伴う内容の追加および修正です。

また、参考資料編については、関係機関との新たな災害応援協定の締結による追加および経年変化に伴う修正等です。

細部については、以下の事項が主な内容となっています。

(1) 本編【風水害等対策編、震災対策編、原子力災害対策編】

新たな協定の締結に伴う追加

- ・大阪ガス株式会社との災害時における後方支援活動拠点の使用等に関する協定（令和元年 12 月 19 日協定締結）
- ・湖南省社会福祉協議会との災害時におけるボランティア活動等に関する協定による修正（令和 2 年 1 月 7 日協定締結）

警戒レベル(1 ~ 5)を用いた避難情報の発令に伴う変更

- ・警戒レベル(1 ~ 5)の内容追加
- ・避難情報の発令基準の修正【防災気象情報との整合】

避難情報	現 行	修正案
避難準備・高齢者等避難開始	氾濫注意情報	氾濫警戒情報
避難勧告	氾濫警戒情報	氾濫危険情報
避難指示（緊急）	氾濫危険情報	変更なし

湖南省災害時受援計画

- ・風水害等対策編および震災対策編の第 3 編第 1 章第 6 節の相互協力計画第 1 計画の方針に記載

湖南省南海トラフ地震防災対策推進計画

- ・震災対策編の付編として記載

経年変化に伴う内容追加および修正

(2) 参考資料編

関係機関との新たな協定締結の追加

- ・大阪ガス株式会社との災害時における後方支援活動拠点の使用等に関する協定（令和元年12月19日協定締結）
- ・湖南省社会福祉協議会との災害時におけるボランティア活動等に関する協定（令和2年1月7日協定締結）

経年変化に伴う内容の修正等

2 修正案箇所及び内容

別紙第1「地域防災計画修正一覧表（風水害等対策編）」

別紙第2「地域防災計画修正一覧表（震災対策編）」

別紙第3「地域防災計画修正一覧表（原子力災害対策編）」

3 地域防災計画（参考資料）修正一覧

別添「地域防災計画（参考資料）」

地域防災計画修正一覧表（風水害等対策編）

頁（項目）	内 容	理 由
P4 第 3 節 P8 第 5 節	・大阪北部地震（平成 30 年）、台風 15 号・19 号（令和元年）の追加	・近年発生した主要災害を追加する。
P17 指定公共機関	・ソフトバンクテレコム 削除 ・ソフトバンクモバイル ソフトバンク	・機関名の廃止及び変更のため。
P77 防災協力体制の確立 第 2 他市町間等の広域 連携強化	・項目の追加 6 全国市長会との連携強化 全国市長会と日頃から情報交換を行うとともに、災害時には、被災状況の情報共有を図り、同会が協定を締結している団体【特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）、日本弁護士連合会など】から迅速かつ適切な支援が受けられるよう連携強化を図る。	・全国市長会が取り組んでいる内容について、本市でも連携強化を図ることが必要
P116 災害ボランティアへの支 援 第 2 事業計画	・項目の追加 8 協定締結による連携の強化 市及び市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動等に関する協定締結に基づき、災害時には速やかにボランティアセンターを開設、運営するとともに、ボランティア活動等に関して連携強化を図る。	・新たに協定を締結した団体との連携強化を明記する。

頁（項目）	内 容	理 由
P140 第 6 節 相互協力計画 第 1 計画の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容の一部追加 災害が発生した場合、市職員だけでは対応が不十分になる可能性があるため、災害対策基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町、県や民間団体に対して防災活動の応援要請を行う。この際、「湖南省災害時受援計画」に基づき、災害対策の円滑な実施を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖南省災害時受援計画を明記する。
P149 第 9 節 P157 第 12 節	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載場所の移動 第 9 節第 3 救急隊員の編成 第 12 節第 4 (2) に移動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な記載場所への移動のため。
P194 洪水予報指定河川（野洲川）の避難勧告等の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発令基準の変更 避難準備・高齢者等避難開始 氾濫注意情報 氾濫警戒情報 避難勧告 氾濫警戒情報 氾濫危険情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災気象情報（警戒レベル 3 相当及び警戒レベル 4 相当）の内容と整合させる。
P196 洪水予報指定河川の水位観測地点における基準値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒レベルの明示 氾濫注意水位：レベル 2 避難判断水位：レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始 氾濫危険水位：レベル 4 避難勧告、避難指示（緊急） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災気象情報（警戒レベル相当情報）の内容と整合させる。

地域防災計画修正一覧表（震災対策編）

頁（項目）	内 容	理 由
目次	付編 南海トラフ地震防災対策推進計画	・新規策定した計画を記載する。
P269 第 3 節 P273 第 5 節	・大阪北部地震（平成 30 年）、台風 15 号・19 号（令和元年）の追加	・近年発生した主要災害を追加する。
P281～282 指定公共機関	・ソフトバンクテレコム 削除 ・ソフトバンクモバイル ソフトバンク	・機関名の廃止及び変更のため。
P338 防災協力体制の確立 第 2 他市町間等の広域 連携強化	・項目の追加 6 全国市長会との連携強化 全国市長会と日頃から情報交換を行うとともに、災害時には、被災状況の情報共有を図り、同会が協定を締結している団体【特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）、日本弁護士連合会など】から迅速かつ適切な支援が受けられるよう連携強化を図る。	・全国市長会が取り組んでいる内容について、本市でも連携強化を図ることが必要
P394 第 5 節 相互協力計画 第 1 計画の方針	・内容の一部追加 災害が発生した場合、市職員だけでは対応が不十分になる可能性があるため、災害対策基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町、県や民間団体に対して防災活動の応援要請を行う。この際、「湖南省災害時受援計画」に基づき、災害対策の円滑な実施を図る。	・湖南省災害時受援計画を明記する。
P402 第 8 節 P408 第 9 節	・記載場所の移動 第 8 節第 3 救急隊員の編成 第 9 節第 4（2）に移動	・適切な記載場所への移動のため。

地域防災計画修正一覧表（原子力災害対策編）

頁（項目）	内 容	理 由
P524 指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉廃止措置研究開発センター 新型転換炉原型炉ふげん 	
P528 情報の収集・連絡体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 6の項目修正 原子力事業者等関係機関から意見聴取等ができる体制の整備 市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため原子力事業者等関係機関の出席を求める体制の整備を図る。 	
P535 伝達情報の項目	<ul style="list-style-type: none"> 「環境放射線モニタリング車により収集したデータ」を削除 	<ul style="list-style-type: none"> 県の計画に整合させる。（名称の変更等）
P557 安定ヨウ素剤の予防服用	<ul style="list-style-type: none"> 【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】 （2）避難対象区域を含む場合は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医療従事者の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医療従事者を立ち合わせることができない場合には、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。 	
P528 第3 通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メールに（楽天モバイル）を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 新規に申し込みしたため。